



# 上川路会計事務所通信

## 上川路会計事務所

〒890-0056  
鹿児島市下荒田4-1-9  
Tel 099-252-7070  
Fax 099-252-6400

## 上川路美恵野会計事務所

〒892-0821  
鹿児島市名山町1-3 鹿児島ビル4F  
Tel 099-223-3465  
Fax 099-223-4348



所長  
上川路 長生

ごあいさつ

## 完全燃焼

菊薫る秋日和の鹿児島に皇太子ご夫妻をお迎えして国民文化祭が開会されました。祭典は多くの県民が参加して全国から訪れる人達に鹿児島の魅力を発信できる場で、さらに鹿児島のファンづくりの機会にしたいものです。

今年も日本人科学者2人の実績が認められて輝かしいノーベル賞の受賞となりました。ノーベル医学生理学賞を受賞した大村智・北里大特別荣誉教授は、『平成の野口英世』と称賛されています。大村さんによって発見・開発された寄生虫病用の薬「イベルメクチン」はアフリカなどの熱帯で猛威を振るい多くの人を失明に追い込んできた『河川盲目症』の特効薬で、今では毎年3億人に服用されています。

宇宙がいかに創られたかその謎に挑みノーベル物理学賞を受賞したのが、東大宇宙線研究所所長の梶田隆章教授です。梶田さんのグループのニュートリノの研究が実用に結びつけば、富士山の噴火も事前に分かるかもしれないほど、空想の領域にあったものが現実にならざるを得ないといわれます。ここ数年日本人受賞者の研究はほとんどが20世紀の成果であって、一朝一夕には成果は出ないと、長い目で育てることの大切さを再確認できました。

日米など太平洋を取り囲む12の国が貿易関税の撤廃やヒト・モノ・カネの移動を自由にして相互の発展を目指す環太平洋連携協定(TPP)が大筋合意しました。世界の国内総生産の約4割を占める世界最大の自由貿易圏の誕生で、日本は本格的な自由貿易の新時代に入ります。工業品では関税を最終的に100%、農林水産品では81%なくすようになりました。消費者にとって肉でも米でも値段が下がれば嬉しいことでも農家にとっては脅威です。政府は『聖域』と位置づけた重要5項目はしっかり守ったと成果を強調しています。先日の農林水産省が鹿児島で開いた説明会では、関税が大幅に引き下げられる牛・豚肉に対して畜産農家からは、「畜産を守ったとは思えない」との批判や農家の赤字を補填する制度の拡充を求める声がありました。

新横浜駅から車で20分、大型商業施設『ららぽーと横浜』に隣接する大型マンションが『傾斜マンション』騒動の発火点となりました。業界最大手の三井不動産レジデン



第193号

## 目次

ごあいさつ “完全燃焼”	…1P
税務カレンダー	…2P
2015年11月の経理・税務チェックリスト	…3P
KMCセミナーのご案内	…3P
会計・税務のQ&A “マイナンバー制度対策 PART2 年末調整とマイナンバー”	…4・5P
マイナンバー制度セミナー・38周年記念忘年会のご報告	…6P
お客様情報	
“メンタルヘルスかごしま中央クリニック移転OPEN!”	…7P
企業防衛対策のおすすめ	…7P
随想 “『文系・理系』上川路美恵野”	…8P

シャルが販売したマンションで基礎工事の旭化成建材の杭打ちの不良により傾いていたことが判明したのです。そして日本中で燎原の火の様に同じような事実が広がりを見せることになりました。『一生に一度の買い物』は、売り手への高い信頼があつてのことで、旭化成と三井不動産という業界トップブランドで発覚した偽装事件は、その前提を根底から覆すことになりました。突貫工事の杭打ちの現場をよく知っている人によれば、今回の偽装は氷山の一角で実際は建築業界の悪しき慣行ともなっているとのことです。

スポーツの記事満載の秋です。ラグビー日本代表はワールドカップで歴史的な3勝をあげて、いまや五郎丸歩選手は、誰からも愛される人気者になりました。内村航平選手などの活躍で体操男子団体は37年ぶりの世界選手権優勝を果たしました。プロ野球日本シリーズでは工藤新監督の見事な采配でソフトバンクがヤクルトを4勝1敗で撃破して2連覇を果たして黄金時代の到来です。常勝軍団を宿命とする巨人の監督に高橋由伸選手が就任して退任する原辰徳氏は会見で“完全燃焼”できたと語っていました。

大相撲九州場所が始まりました。千秋楽に今回も土俵溜で優勝を見届けることができます。白鵬などモンゴル勢に優勝をさらわれて不完全燃焼するばかりです。今場所こそ稀勢の里や琴奨菊にがんばって優勝して欲しいものです。

(平成27年11月吉日)

# 税務カレンダー

税金等の納付・  
手続きはお早めに！



## 9月決算会社申告書提出

# 2015年11月

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
1	2	3  文化の日	4	5	6	7
8	9	10 	11	12	13	14
15	16 	17	18	19	20	21
22	23  勤労感謝の日	24	25	26	27	28
29	30 					

### 11月10日まで

- ・源泉所得税の納付
- ・住民税の特別徴収税額の納付



### 11月中の各都道府県の 条例で定める日

- ・個人事業税の第2期分の納付

### 11月16日まで

- ・所得税の予定納税額減額申請



### 11月30日まで

- ・9月決算法人の確定申告
- ・3月決算法人の中間申告（半期分）
- ・消費税、地方消費税の中間申告
  - 12月決算法人 第3四半期分
  - 3月決算法人 第2四半期分
  - 6月決算法人 第1四半期分
- ・3・6・9・12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告
- ・消費税の年税額4,800万円超の8、9月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告
- ・特別農業所得者の予定納税額の納付
- ・所得税の予定納税額の納付（第2期分）





業務に漏れはありませんか？チェックしてみましょう！

## 年末調整の準備

年末調整については、どこまで段取り・準備をすすめておくかで業務効率が大きく異なります。対象者へ確認する事項、提出してもらう書類も多くあります。提出もれや添付忘れなどがないように、回収期限を早めに設け確認しましょう。また、平成28年分の扶養控除等申告書を同時に提出してもらう場合には、マイナンバーの記載及び本人確認について、適切なアナウンス等を行きましょう。

また、社員が災害などで損害を受けた時には、所得税の雑損控除が災害免除法による所得税の軽減または免除のいずれかを選択適用できますので、アドバイスするようにしましょう。

なお、マイナンバーについては、先月号と今月号の「会計・税務のQ&A」にて詳しく取り扱っていますので、ご参考ください。

## 年末賞与の支払準備

今月は、賞与の支給額を決めるための準備があります。業績や勤務成績などの情報を整理し、人事評価資料の配布などを行きましょう。また、年度末にかけての資金計画を今一度見直し、借入が必要な場合には、金融機関に提出する書類の準備も進めておきましょう。

## 売掛金の回収

年末から年度末にかけての資金繰りを確保するためにも、得意先管理を徹底し、売掛金の回収に努める必要があります。営業に対して売掛金の回収状況などをまとめた資料を提出するなどのサポートを行きましょう。

## 多忙時のミス撲滅

年末にかけては特に忙しくなり、思いがけない処理の誤りが生じがちです。日常的な業務も気を抜かず、事前準備とダブルチェックなど、ミスが起きにくい体制を整えることが大切です。



(有)上川路マネジメントセンター主催

## KMCセミナーのご案内

### 第20回KMCセミナー

#### 『マイナンバー制度の概要と 具体的対応について』

講師：社会保険労務士法人 内村・帖佐事務所  
代表社員・社会保険労務士 内村 建吉 先生

日時 平成27年12月11日(金)  
14:00~16:00

会場 鹿児島ビル9F大会議室

会費 1,000円/人  
当日受付にてお支払ください。

### 第21回KMCセミナー(社福編)

#### 『社会福祉法人の決算対策(仮)』

講師：上川路美恵野会計事務所  
所長 上川路 美恵野

日時 平成28年1月19日(火)  
14:00~16:00

会場 鹿児島ビル9F大会議室

会費 資料代 4,000円/人  
(関与先・セミナー会員 2,000円/人)  
当日受付にてお支払ください。

詳しくは、当事務所通信同封のお申込み書をご覧ください

なお、社福編のセミナーにつきましては、医業・福祉系のお客様にのみお申込み書を同封しておりますので、ご要望の方はご一報下さい



# 会計・税務のQ & A！



マイナンバー制度対策 PART 2

テーマ

『年末調整とマイナンバー』

今年もあと2ヶ月をきるところとなりました。この時期になるとやってくるのが年末調整です。従業員は主となる事業所に「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」などを記入し提出しなければなりません。今回は、年末調整においてマイナンバーがどのように関連するのかを見ていきましょう。



**税に関するものについてマイナンバーが必要となるのは、平成28年1月1日以降と聞いているが、平成27年分の年末調整ではマイナンバーは関係してくるのでしょうか？**

平成27年分の年末調整の計算には、マイナンバーは必要ありません。しかし、今年の年末調整時に従業員等に提出を求める資料の中で「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」については、平成28年分も記入し提出していただくことになるので、マイナンバーの記入及び収集が必要となります。

平成27年分の年末調整時に従業員等に記入してもらうもの

平成28年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

平成27年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書 (修正等)

平成27年分 給与所得者の保険料控除申告書 兼 給与所得者の配偶者特別控除申告書

保険料をいくら払ったか等を申告する用紙

扶養家族や自分の状況(障害者や寡婦など)を申告する用紙

に関しては、既に平成26年分の年末調整時に記入し提出したものが返却され、記入時より変更のあったものを修正する作業を行う(平成27年12月31日時点の状況で記入する)のですが、この作業は会社で行い、このみの提出となることも多くあります。



**なぜ、平成27年分の年末調整時に平成28年分の「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」を提出するのでしょうか？**

あくまで、平成27年分の年末調整は修正後の平成27年分の「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」と平成27年分の「給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書」の情報を基に行います。平成28年分の「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」は平成28年1月の給与支給日までに提出すればよいのですが、また年明けに全員に用紙を配って回収...となると会社も従業員も手間がかかるので、大体はこのタイミングで記入してもらう流れとなっています。

また、国税庁でも、マイナンバー制度が正式稼働する平成28年1月より前に会社が従業員のマイナンバーを取得し始めて構わないとされています。



**乙欄適用の従業員のマイナンバー取得はどうなりますか？**

【乙欄適用の従業員とは：2カ所以上で働いていて他の事業所が主となる者】

2カ所以上で働いていて、他の事業所が主となる従業員やパート、アルバイトなどからは「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」の提出がないため(乙欄適用)、そのままではマイナンバーの取得ができません。しかし、乙欄適用であっても、平成28年分の源泉徴収票や給与支払報告書の提出からはマイナンバーが必要となりますので、扶養控除申告書以外の形式でマイナンバーを記録しておく必要があります。乙欄適用者でも、何らかの形でマイナンバーを取得しておかなければ、年末までに退職してしまい、場合によっては連絡が取れなくなった際等に困ることになります。

# 平成28年分の給与所得者の扶養控除等(異動)申告書の記入の仕方

【マイナンバーの記入が必要となる箇所】

## 給与の支払者の法人(個人)番号

給与支払者が個人の場合は、従業員が必要事項を記載し、申告書を回収した後に記載します。

給与の支払者の名称(氏名)	(フリガナ) あなたの氏名
給与の支払者の法人(個人)番号	あなたの個人番号

## あなたの個人番号

当法人(個人)で働いている従業員本人の個人番号を記載します。

区分等	氏名及び番号
A 控除対象配偶者	
B 控除対象扶養親族(16歳以上)(平13.1.1以前生)	1
	2
	3
	4
	5

平成28年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

高欄控除対象者	給与の支払者の名称(氏名)	あなたの氏名	年月日	勤務先	勤務先番号
表題欄	給与の支払者の法人(個人)番号	あなたの個人番号	生年月日	住所又は居所	氏名
区分等	氏名及び番号	生年月日	住所又は居所	勤務先	勤務先番号
A 控除対象配偶者					
B 控除対象扶養親族(16歳以上)(平13.1.1以前生)	1				
	2				
	3				
	4				
	5				
C 16歳未満の扶養親族(平13.1.2以後生)					
D 住民税に関する事項	氏名	個人番号	生年月日	住所又は居所	勤務先
	1				
	2				
	3				

## 控除対象配偶者及び控除対象扶養親族(16歳以上)(H13.1.1以前生)

この申告書を記載する従業員自身の対象となる配偶者及び扶養親族の個人番号を記載します。



源泉徴収義務者が従業員から「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」などの提出を受ける場合、控除対象配偶者等についても本人確認する必要がありますか？

## 住民税に関する事項

### 16歳未満の扶養親族(H13.1.2以後生)

この申告書を記載する従業員自身の対象となる扶養親族の個人番号を記載します。

番号法では、本人からその者の個人番号の提供を受ける場合には、本人確認を行うこととされていますので、源泉徴収義務者の方は、「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」などを提出する従業員本人の本人確認を行うこととなります。

なお、「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」に記載される控除対象配偶者や控除対象扶養親族等の本人確認は、給与所得者自身が行う(1)こととなります。

1. 扶養親族等の本人確認のうち、身元確認については、給与所得者がその扶養親族等を対面で確認することにより、身元確認書類の提示を受けることは不要です。



平成27年10月2日付で、国税庁のサイトにて本人交付用の源泉徴収票等については個人番号の記載は一切しないことの改正が公表されました。

## 個人番号の記載が不要となる税務関係書類 (給与などの支払を受ける方に交付するものに限ります。)

- |                    |                        |                 |             |
|--------------------|------------------------|-----------------|-------------|
| 給与所得の源泉徴収票         | 退職所得の源泉徴収票             | 公的年金等の源泉徴収票     | 特定口座年間取引報告書 |
| 配当等とみなす金額に関する支払通知書 | オープン型証券投資信託収益の分配の支払通知書 |                 |             |
| 上場株式配当等の支払に関する通知書  | 未成年者口座年間取引報告書          | 特定割引債の償還金の支払通知書 |             |

平成27年10月2日の改正によって、従業員に交付する源泉徴収票等には個人番号が記載されないこととなりました。なお、税務署に提出する源泉徴収票などには個人番号の記載は必要となりますのでご注意ください。

税理士法人 押井会計事務所 株式会社 吉田経営 上川路会計事務所 共催

## マイナンバー制度セミナーのご報告



10月16日(金)、城山観光ホテルにて、税理士法人押井会計事務所、株式会社吉田経営、上川路会計事務所の3社共催で『マイナンバー制度セミナー』を開催致しました。



セミナーには、今関心の高いマイナンバーがテーマということもあって、

大変多くの方にご参加いただきました。お忙しい中、足を運んでいただき誠にありがとうございました。

これからも、少しでもお客様のお役に立てるようなセミナーを開催していけるよう精進して参りますので、どうぞよろしくお願いいたします。

### 第1部 マイナンバー制度について

講師：徳森正義税理士事務所 税理士 永山 彰久 先生

マイナンバー制度がなぜ導入されたのかということから、マイナンバー制度の概要しくみについて、また、個人情報を漏えいさせないために事業者が取らなければならない対策や税務分野での本人確認等をはじめとする事務手続きなどについて詳しく講演いただきました。



### 第2部 社会保険関係の事務手続き

講師：社会保険労務士法人 内村・帖佐事務所

代表社員・社会保険労務士 内村 建吉 先生

マイナンバー制度導入における社会保険関係の事務手続きについて、社会保険・労働保険関係の適用時期や具体的に個人番号を記入しなければならない書類等、就業規則の規定改定や罰則などについて詳しく講演いただきました。

## おかげさまで38周年を迎えました



来賓の方々

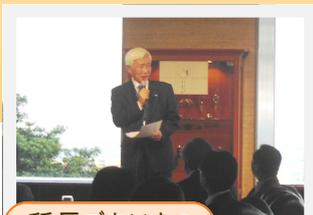
マイナンバー制度セミナーと同日、10月16日が当事務所の設立記念日ということもあり、38周年記念忘年会を行いました。

当日は、税理士法人押井会計事務所と株式会社吉田経営の方々や開業当初からお世話になっているお客様にも数名ご参加いただきました。また、声楽余興には八木まゆみ様(ソプラノ)と大森真理様(ピアノ)をお招きして、桜島を眺めながらの和やかな会となりました。

こうして38周年を迎えられましたのも、お客様の支えがあってこそだと思いますので、お客様への感謝の気持ちを忘れず、ご期待に沿えるよう、日々邁進してまいります。これからも変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。



声楽余興



所長ごあいさつ



永年勤続表彰

医療法人 鑑朗会

# メンタルヘルスかごしま中央クリニック

9月30日  
移転OPEN!



受付

メンタルヘルス それは「こころの健康」という意味です。私たちには年齢や環境によって特有のさまざまな悩みや「こころの病気」があります。メンタルヘルスかごしま中央クリニックはこんな悩みのご相談に応じて「こころの健康」を保つお手伝いをしたいと思っています。

カウンセリング（精神療法）

薬物療法

その他の補助的治療法



待合室



診察室

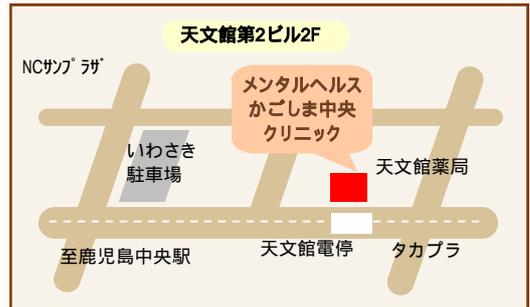
## 診療予約

診療は予約制です  
初めての方は電話でご予約ください

## 診療時間

	月	火	水	木	金	土	日祝
9:30 ~ 13:00							/
14:30 ~ 18:00				/			/

休診日 / 日曜 祝日、木曜午後  
第1・3月曜 第1・3・5月曜  
各種保険取扱い



## お問い合わせ

メンタルヘルスかごしま中央クリニック

〒892-0842 鹿児島市東千石町13-19-2F

TEL 099-223-7700 FAX 099-223-7753

URL <http://www.mental-health21.jp/>

## 企業防衛対策のおすすめ

このコーナーは、当事務所の生命保険管理顧問・松谷義久が企業防衛対策についてご紹介するコーナーです



企業の永続的な発展は **経営者を守り、承継される** ことが基本です  
**経営者のリスクマネジメント = 生命保険分野**

### 存命中に支払われる保険の種類

昨今の生命保険業界では、従来の **死亡保障重点** から **生存中に保険金が全額給付**される保険種類が多様に認可されています。生命保険の補完というよりも、主流になりつつある傾向です。

**<生きる為の保険> は法人、個人とも重要です**



#### \* 重大疾病保障保険(がん・心筋梗塞・脳卒中に罹患の時)

<各社所定の診断を受けた場合>

従来は、100万円～500万円の給付額だったものが、現在は最高1億円まで支払われ、分割受け取り、年金支払いも指定できるようになりました。

#### \* 就業障がい保険(身体障がい者手帳連動型)

<身体障がい1級～3級に認定の場合>

所定の診断を受けた場合、最高1億円までの保険金が支払われる。  
分割受け取り、年金支払いも指定が可能です。

#### \* 介護保障保険(個人向け)

公的連動 + 自社査定で100万円～5,000万円の給付額の設定。

**保険料払い込み免除**(要介護1以上)(高度障がい)(傷害による障がい)が付加されています。  
短期間払い込みにより、払い込み額100%を超える返戻金制度もあります。



上川路会計事務所では関与先様の永続的な発展を願い保険指導業務に取り組んでいます



11月に入り、銀杏の色づき具合に秋の深まりと今年の終わりの近さを思います。  
先月ノーベル賞の発表が行われ、今年も日本人が二人受賞しました。世界でも権威のある賞を受賞する研究者の人となりや仕事に取り組む姿勢は学ぶところが多くあります。  
今年、医学生理学賞を受賞した大村智氏は、「二億人を病魔から守った」という本業の研究者としての業績の他に、産学連携の先駆けとなったこと、財務に明るく研究所の経営に優れた手腕を發揮したことなど、多彩な顔を持つことが紹介されていました。また、美術に造詣が深く、私費で美術館を建てて集めた絵画とともに故郷に寄附したとのこと。科学者と美術愛好家という一見相反するもののようには思いますが、「芸術は豊かな創造性が欠かせない点で科学と似ている」と語っています。  
この話を知り同じくノーベル賞を受賞した湯川秀樹が書いた「詩と科学」という詩を思い出しました。

詩と科学 子どもたちのために

湯川秀樹

詩と科学遠いようで近い。近いようで遠い。  
どうして遠いと思うのか。  
科学はきびしい先生のような。  
いいかげんな返事はできない。  
こみいった実験をたんねんにやらねばならぬ。  
むつかしい数学も勉強しなければならぬ。  
詩はやさしいおかあさんだ。  
どんなかつてなことをいっても、たいしては聞いてくたさる。  
詩の世界にはどんな美しい花でもある。  
どんなにおいしくだものでもある。  
しかしなんだか近いようにも思われる。  
どうしてだろうか。  
出発点が同じだからだ。どちらも自然を見ること聞くことからはじまる。  
バラの花の香りをかぎ、その美しさをたたえる気持ちと、花の形状をしらべようとする気持ちのあいだには、大きなへだたりはない。  
(中略)  
いずれにしても、詩と科学とは同じ場所から出発したばかりではなく、行きつく先も同じなのではなからうか。  
そしてそれが遠くはなれているように思われるのは、とちゅうの道筋だけに目をつけるからではなからうか。  
どちらの道でもずっと先の方までたどって行きさえすれば、だんだんちかよってくるのではなからうか。  
そればかりではない。二つの道はときどき思いがけなく交差することさえあるのである。

この詩は「子どもたちのために」と副題がついているように、かつては国語の教科書にも採用されていたようですが、私が知ったのは、ほんの数年前です。  
物理・化学などの理系の学問は、子どもの頃に「難しくて分からない」と苦手意識を持ってしまったまま、縁遠く過ぎてきましたが、このように「詩と科学」を近いと思える視点を持つことが出来たら、また、違ったのかもかもしれないと思っています。  
現代は、「文系」と「理系」の知識と感性をバランスよく兼ね備えることが求められる時代です。高校時代に大学受験を意識して早くから文系・理系を分けて学ぶ科目も絞るなどの対策が行われますが、将来にわたって自分の関心の幅を狭めてしまうことにもつながります。意識的に理系は文系の、文系は理系の知識等に触れることが大切です。  
私も、長く持ってきた苦手意識は変わりませんが、基礎知識に欠けるところもありますが、秋の夜長、まずは、ノーベル賞を受賞した研究とは何ぞや、というところから学んでみたいと思っています。



世の中の不思議美しい文化の日 美恵野



編集後記

鹿児島では10月末～11月15日までの16日間、第30回国民文化祭が開催され、県内各地で様々な催しが行われています。これは昭和61年度から毎年、各都道府県持ち回りで開催されている国内最大の文化の祭典です。鹿児島の芸術の素晴らしさを県外の方々に発信し、改めて鹿児島の魅力を再発見できる良い機会だと思いますので、メディアで各地の活動を確認したり、実際に参加したりするのもいいかもしれませんね  
段々と寒さが増してきております。お身体を大切にしてお過ごし下さい

連絡先：上川路会計事務所

〒890-0056 鹿児島市下荒田4-1-9  
Tel 099-252-7070 Fax 099-252-6400  
E-Mail kamikawaji@tkcnf.or.jp  
URL <http://www.kaikai-home.com/kamikawaji/>

上川路会計 検索

広報委員会 上川路美恵野 福留 伊集院 赤塚 本田 西

ご相談は上川路まで

税務や会計、経営や保険などについて、分からないことがあれば上川路会計事務所にご相談ください!

また、お知り合いに開業予定の方がいらっしゃいましたら是非ご紹介ください!!

